

福岡県医発第 1334 号 (総)

平成 20 年 9 月 19 日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

標記の件について、日本医師会より本会宛通知が参りましたのでお送りいたします。

本通知は、本年 8 月 28 日開催の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会において、日本薬学会の報告書及び各医学会からの意見書を基に討議した結果、アンレキサノクス、ペミロラストカリウム、エバスチン、チアラミド塩酸塩、イコサペント酸エチル、フルチカゾンプロピオン酸エステル、トコフェロールニコチン酸エステルについて、一般用医薬品として適当であるとの結論が出されたので、一般用医薬品として開発を進めるよう求めるものです。

なお、フルチカゾンプロピオン酸エステルについては、申請中のベクロメタゾン製剤が一般用医薬品として承認され、安全性について確認が行われた後とすることが望ましいこと、また、トコフェロールニコチン酸エステルについては、需要者が対象疾患を正確に把握できるよう情報提供に留意することがそれぞれ留意事項に記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

平成 20 年 9 月 9 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長
唐 澤



医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬食品局審査管理課長より日本製薬団体連合会会長宛に、「医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について」の通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本通知は、本年 8 月 28 日開催の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会において、日本薬学会の報告書及び各医学会からの意見書を基に討議した結果、アンレキサノクス、ペミロラストカリウム、エバスチン、チアラミド塩酸塩、イコサペント酸エチル、フルチカゾンプロピオン酸エステル、トコフェロールニコチン酸エステルについて、一般用医薬品として適当であるとの結論が出されたので、一般用医薬品としての開発を進めるよう求めるものであります。

なお、フルチカゾンプロピオン酸エステルについては、申請中のベクロメタゾン製剤が一般用医薬品として承認され、安全性について確認が行われた後とすることが望ましいこと、また、トコフェロールニコチン酸エステルについては、需要者が対象疾患を正確に把握できるよう情報提供に留意することがそれぞれ留意事項に記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知の上、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

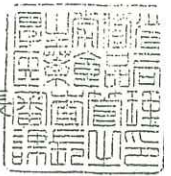


薬食審査発第 0828002 号

平成 20 年 8 月 28 日

(社) 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会会長あて通知しましたので、ご承知の上、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。



薬食審査発第 0828001 号
平成 20 年 8 月 28 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

医療用医薬品の有効成分のうち一般用医薬品として転用することが適当と考えられるものについて、関係学会の意見を聴いた上で、薬事・食品衛生審議会において討議・公表することにより、その転用を、透明性を図りつつ、推進しようとするスキームを平成 19 年 3 月の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会において報告し、了承されたところである。

このスキームに基づき、本年 3 月末に日本薬学会において、転用が適当と考えられる候補成分に関する報告書の取りまとめを行った後、本年 4 月から 7 月まで日本医学会及びその分科会である 105 学会に意見募集を行ったところである。

本年 8 月 28 日開催の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会において、日本薬学会の報告書及び各医学会からの意見書を基に、討議した結果、下記に示す品目は、一般用医薬品として適当であるとの結論となったので、一般用医薬品としての開発を進めていただけますよう、貴傘下製造販売業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、日本薬学会から提出された品目のうち、既に薬事法に基づく承認申請がなされているものについては、個々の品目ごとに、薬事・食品衛生審議会の意見を聴きつつ、その承認の可否につき判断することとしているので、医学会等の意見募集、一般用医薬品部会における討議の対象外としたので申し添える。

記

	成 分	投与 経路	備 考	留意事項
1	アンレキサノクス	内服	アレルギー用 鼻炎等用薬	—
2	ペミロラストカリウム	内服	アレルギー用 鼻炎等用薬	—
3	エバスチン	内服	アレルギー用 鼻炎等用薬	—
4	チアラミド塩酸塩	内服	非ステロイド 性抗炎症薬	—
5	イコサペント酸エチル	内服	E P A 製剤	—
6	フルチカゾンプロピオン酸エステル	点鼻	アレルギー用 鼻炎等用薬	既に申請中のベクロメタゾン製剤が一般用医薬品として承認され、安全性について確認が行われた後とすることが望ましいこと。
7	トコフェロールニコチン酸エステル	内服	ビタミンE 製剤	需要者が対象疾患を正確に把握できるよう情報提供に留意すること。

(注)

- (1) 本スキームによって公表された有効成分を含む一般用医薬品の承認申請に際し添付する資料については、原則として、現在のスイッチOTC医薬品に求めている資料と同じ範囲であること。
- (2) 個々の品目の承認にあたっては、従来同様、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものであること。
- (3) 本スキームによって公表された有効成分以外のものについて、いわゆるスイッチOTC医薬品として不適当とするものではなく、その可否については、引き続き、提出された資料に基づき個々に審査するものであること。